

建築工事現場における確認の表示について徹底を！

工事施工者は工事現場の見やすい場所に建築基準法第6条第1項の確認があった旨の表示をしなければなりません。(建築基準法第89条第1項の規定によります。)

しかし、近年確認の表示を怠っている旨の通報が行政当局に相次いで寄せられていることから、会員の皆様には法令遵守の徹底をお願いいたします。

なお、違反建築防止週間が毎年10月中旬に実施されますが、平素から建築確認が認可され次第、建築確認の表示をされるようお願いいたします。

確認の表示の様式は建築基準法施行規則第11条で(第68号様式)が定められています。

第六十八号様式(第十一条関係)(木板、プラスチック板その他これらに類するものとする)

← 35 cm以上 →

↑
25 cm以上
↓

建築基準法による確認済	
確認年月日番号	平成 年 月 日 第 号
確認済証交付者	
建築主又は 建造主氏名	
設計者氏名	
工事監理者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
建築確認に係る その他の事項	

(注意)

- 1 設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入してください。
- 2 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入してください。